第 8 章　都市計画道路見直し評価の実施

8-1　見直し評価のための区間割り

都市計画道路の評価を行うにあたり、都市計画道路 18 路線を沿道の土地利用に配慮しつつ、国道・県道、主な市道との接続する交差点で適宜分割を行い、評価を行います。

●国道、又は県道との交差点で分割
●主な市道との交差点で分割
●沿道の土地利用などを考慮する

評価区間設定の考え方

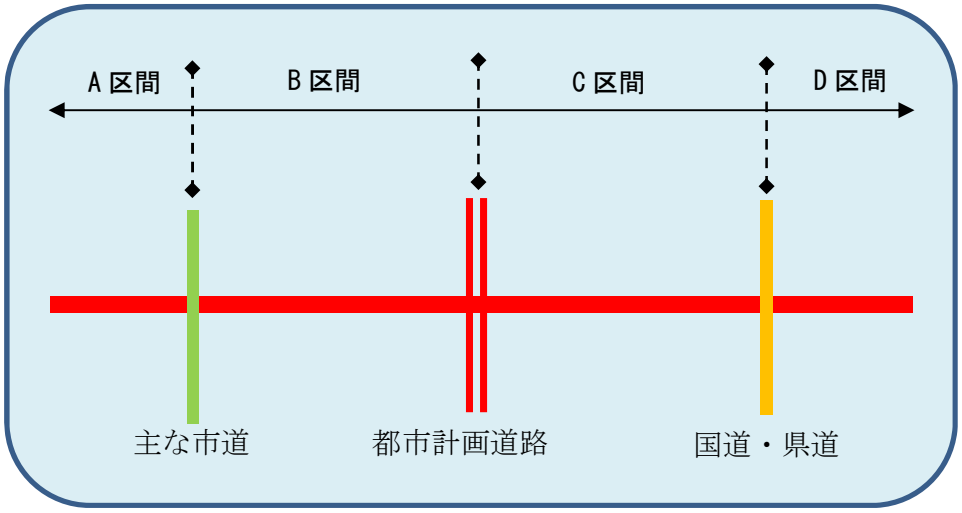

図 8-1　評価区間の設定

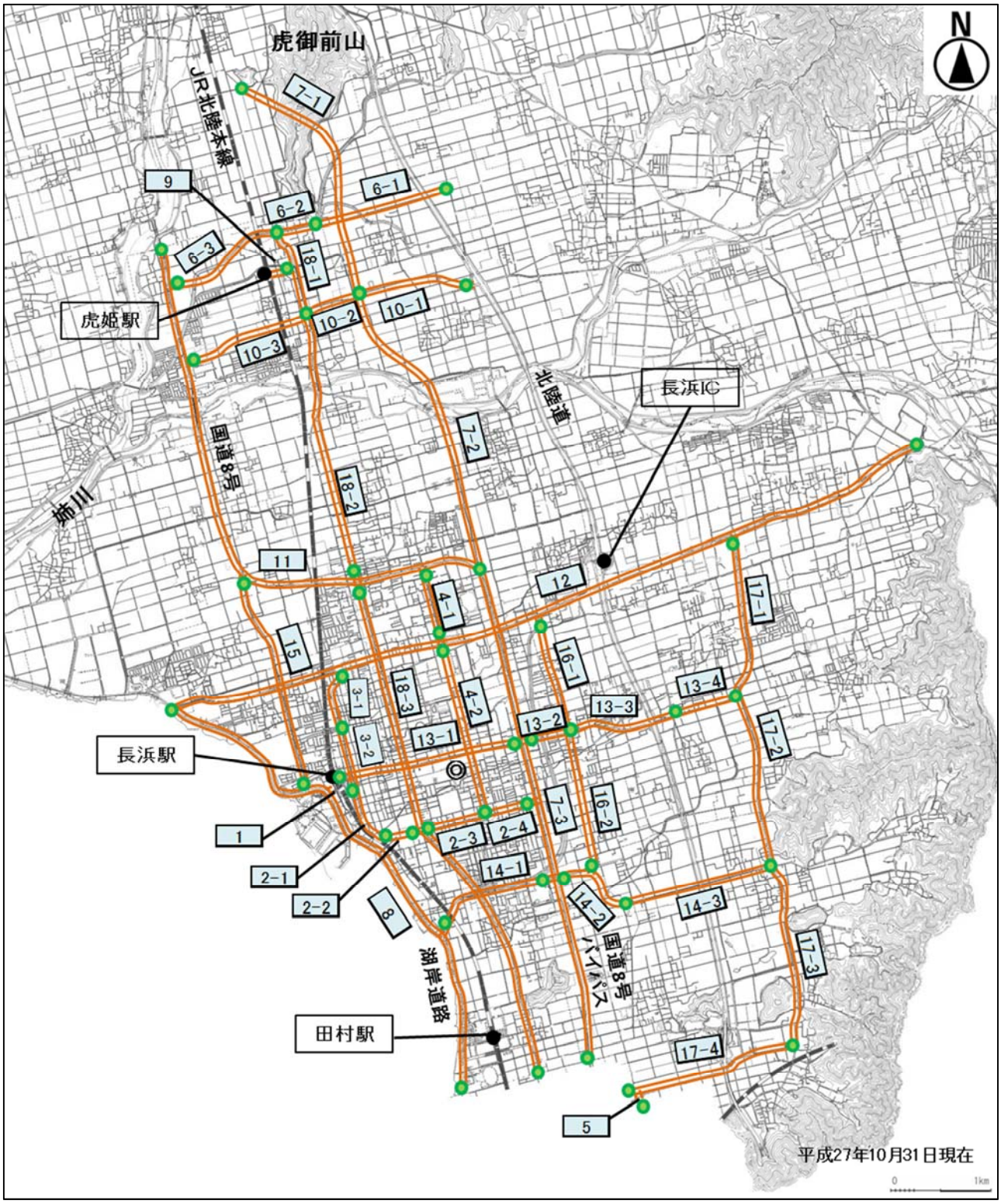
N
虎御前山
JR北陸本線
7-1
9
6-1
6-2
6-3
18-1
虎姫駅
10-1
10-2
10-3
北陸道
長浜IC
国道8号
7-2
姉川
18-2
11
12
4-1
17-1
15
16-1
18-3
4-2
13-4
13-3
3-1
13-2
3-2
13-1
17-2
長浜駅
7-3
16-2
1
2-3
2-4
2-1
14-1
2-2
14-2
14-3
8
国道8号バイパス
湖岸道路
17-3
田村駅
17-4
5
平成27年10月31日現在
0
1km

図 8-2　評価区間図

表 8-1　評価区間一覧

評価対象路線（区間）										
種別	路線番号	枝番	路線番号	路線名称	区間		現道有	都市計画決定		
								当初決定告示日	最終変更告示日	当初決定経過年数
幹線街路（市決定）	1		3・3・6	豊公園長浜駅線	公園町	北船町	○	H18.2.15	－	9
	2	1	3・4・6	長浜駅室線	北船町	北船町	×	S15.5.4	H17.10.7	75
		2			北船町	三和町	○			
		3			三和町	平方町	▲			
		4			平方町	室町	×			
	3	1	3・4・9	北船列見線	三ツ矢元町	三ツ矢元町		S15.5.4	H11.11.15	75
		2			北船町	三ツ矢元町	○			
	4	1	3・4・10	地福寺神照線	神照町	八幡中山町	○	S44.4.17	H11.11.15	46
		2			八幡中山町	地福寺町	▲			
	5		3・5・409	顔戸長沢線	加田町	加田町	×	S48.12.28	H12.1.19	41
	6	1	3・5・601	唐国三川線	三川町	大寺町	○	S48.12.28	H12.1.19	41
		2			大寺町	大寺町	▲			
		3			大寺町	月ヶ瀬町	×			
幹線街路（県決定）	7	1	3・3・1	彦根長浜幹線	中野町	宮部町	×	S48.12.28	H11.11.15	41
		2			宮部町	神照町	▲			
		3			神照町	加田町	○			
	8		3・3・2	世継相撲線	田村町	相撲町	○	S36.10.5	H11.11.15	54
	9		3・4・1	虎姫停車場線	大寺町	大寺町	×	S48.12.28	H11.11.15	41
	10	1	3・4・2	酢宮部線	宮部町	五村	▲	S48.12.28	H11.11.15	41
		2			五村	田町	▲			
		3			田町	酢	▲			
	11		3・4・3	神照月ヶ瀬線	神照町	月ヶ瀬町	○	S15.5.4	H11.11.15	75
	12		3・4・4	祇園山階東上坂線	相撲町	東上坂町	○	S15.5.4	H11.11.15	75
	13	1	3・4・5	長浜駅宮司七条線	北船町	八幡東町	○	S15.5.4	H12.1.19	75
		2			八幡東町	宮司町	○			
		3			宮司町	今川町	○			
		4			今川町	七条町	○			
	14	1	3・4・7	下坂浜本庄線	下坂浜町	大戌亥町	○	S44.4.17	H11.11.15	46
		2			大戌亥町	下坂中町	×			
		3			下坂中町	本庄町	○			
	15		3・4・8	豊公園森線	公園町	森町	○	S44.4.17	H12.1.19	46
	16	1	3・4・11	大戌亥山階線	山階町	宮司町	○	S36.10.5	H11.11.15	54
		2			宮司町	大戌亥町	×			
	17	1	3・4・12	長沢西上坂線	西上坂町	七条町	○	S36.10.5	H11.11.15	54
		2			七条町	本庄町	○			
		3			本庄町	布勢町	○			
		4			布勢町	加田町	×			
	18	1	3・5・410	近江長浜虎姫線	大寺町	五村	○	S15.5.4	H11.11.15	75
		2			五村	神照町	▲			
		3			神照町	田村町	○			

※区間番号は、前頁の評価区間図と対応する

8-2　見直し対象路線の抽出

下表に示すとおり、見直しを実施する対象路線・区間の抽出を行いました。

評価対象路線（区間）							整備状況	見直し対象
種別	路線番号	枝番	路線番号	路線名称	区間			
幹線街路（市決定）	1		3･3･6	豊公園長浜駅線	公園町	北船町	整備済	見直し対象外
	2	1	3･4･6	長浜駅室線	北船町	北船町	未整備	見直し路線
		2			北船町	三和町	未整備	見直し路線
		3			三和町	平方町	未整備	見直し路線
		4			平方町	室町	未整備	見直し路線
	3	1	3･4･9	北船列見線	三ツ矢元町	三ツ矢元町	整備済	見直し対象外
		2			北船町	三ツ矢元町	未整備	見直し路線
	4	1	3･4･10	地福寺神照線	神照町	八幡中山町	整備済	見直し対象外
		2			八幡中山町	地福寺町	未整備	見直し路線
	5		3･5･409	顔戸長沢線	加田町	加田町	未整備	見直し路線
	6	1	3･5･601	唐国三川線	三川町	大寺町	未整備	見直し路線
		2			大寺町	大寺町	未整備	見直し路線
		3			大寺町	月ヶ瀬町	未整備	見直し路線
幹線街路（県決定）	7	1	3･3･1	彦根長浜幹線	中野町	宮部町	国道（直轄）	見直し対象外
		2			宮部町	神照町	国道（直轄）	見直し対象外
		3			神照町	加田町	国道（直轄）	見直し対象外
	8		3･3･2	世継相撲線	田村町	相撲町	整備済	見直し対象外
	9		3･4･1	虎姫停車場線	大寺町	大寺町	未整備	見直し路線
	10	1	3･4･2	酢宮部線	宮部町	五村	未整備	見直し路線
		2			五村	田町	未整備	見直し路線
		3			田町	酢	未整備	見直し路線
	11		3･4･3	神照月ヶ瀬線	神照町	月ヶ瀬町	国道（直轄）	見直し対象外
	12		3･4･4	祇園山階東上坂線	相撲町	東上坂町	整備済	見直し対象外
	13	1	3･4･5	長浜駅宮司七条線	北船町	八幡東町	整備済	見直し対象外
		2			八幡東町	宮司町	整備済	見直し対象外
		3			宮司町	今川町	未整備	見直し路線
		4			今川町	七条町	未整備	見直し路線
	14	1	3･4･7	下坂浜本庄線	下坂浜町	大戌亥町	整備済	見直し対象外
		2			大戌亥町	下坂中町	未整備	見直し路線
		3			下坂中町	本庄町	未整備	見直し路線
	15		3･4･8	豊公園森線	公園町	森町	事業中	見直し対象外
	16	1	3･4･11	大戌亥山階線	山階町	宮司町	未整備	見直し路線
		2			宮司町	大戌亥町	未整備	見直し路線
	17	1	3･4･12	長沢西上坂線	西上坂町	七条町	整備済	見直し対象外
		2			七条町	本庄町	未整備	見直し路線
		3			本庄町	布勢町	未整備	見直し路線
		4			布勢町	加田町	未整備	見直し路線
	18	1	3･5･410	近江長浜虎姫線	大寺町	五村	整備済	見直し対象外
		2			五村	神照町	未整備	見直し路線
		3			神照町	田村町	未整備	見直し路線

①見直し対象外とする路線及び区間

見直し対象外となる路線（区間）は以下のとおりです。

◇見直し対象外（国管理道路）

路線名称	区間		備考
⑦彦根長浜幹線	神照町	加田町	国道8号バイパス
⑪神照月ヶ瀬線	神照町	月ヶ瀬町	国道8号

◇見直し対象外
（国でプロジェクトに位置付けがされている路線及び区間）

路線名称	区間		備考
⑦彦根長浜幹線	中野町	神照町	国道8号バイパス（予定）

◇見直し対象外（整備済・事業中の路線及び区間）

（整備済の路線・区間）

路線名称	区間		備考
①豊公園長浜駅線	公園町	北船町	（　全区間　）
③北船列見線	三ツ矢元町	三ツ矢元町	
④地福寺神照線	神照町	八幡中山町	
⑧世継相撲線	田村町	相撲町	（　全区間　）
⑫祇園山階東上坂線	相撲町	東上坂町	（　全区間　）
⑬長浜駅宮司七条線	北船町	宮司町	
⑭下坂浜本庄線	下坂浜町	大戌亥町	
⑰長沢西上坂線	西上坂町	七条町	
⑱近江長浜虎姫線	大寺町	五村町	

（事業中の路線・区間）

路線名称	区間		備考
⑪豊公園森線	公園町	森町	（　全区間　）

②見直し対象となる路線及び区間

今回の都市計画道路の見直し対象となる路線（区間）は以下のとおりです。

■見直し対象路線・区間

（見直し路線・区間の評価を実施する路線・区間）

路線名称	区間		備考
②長浜駅室線	北船町	室町	（　全区間　）
③北船列見線	北船町	三ツ矢元町	
④地福寺神照線	八幡中山町	地福寺町	
⑤顔戸長沢線	加田町	加田町	（　全区間　）
⑥唐国三川線	三川町	月ヶ瀬町	（　全区間　）
⑨虎姫停車場線	大寺町	大寺町	（　全区間　）
⑩酢宮部線	宮部町	酢	（　全区間　）
⑫長浜駅宮司七条線	宮司町	七条町	
⑭下坂浜本庄線	大戌亥町	本庄町	
⑰長沢西上坂線	七条町	加田町	
⑱近江長浜虎姫線	五村	田村町	

⑨虎姫停車場線
⑥唐国三川線
⑩酢宮部線
⑦彦根長浜幹線
⑱近江長浜虎姫線
⑪神照月ヶ瀬線
⑫祇園山階東上坂線
④地福寺神照線
⑮豊公園森線
③北船列見線
⑬長浜駅宮前七条線
⑯大戌亥山階線
⑰長沢西上坂線
①豊公園長浜駅線
②長浜駅室線
⑧世継祖撫線
⑭下坂浜本庄線
⑤顔戸長沢線
見直し対象外の路線・区間
見直し対象の路線・区間

図 8-3　見直し対象路線

8-3　見直し評価の実施

8-3-1　＜STEP1＞「滋賀県都市計画道路見直し指針」に基づく評価

①必要性の評価

「滋賀県都市計画道路見直し指針」に基づいた必要性の評価の実施を下記項目に基づいて行います。各評価項目について、該当すればその点において必要性があると判断します。

評価項目	評価項目の具体的内容	該当
①上位計画での位置付け	・県および市の上位計画で位置付けがされている路線・区間	
②市の関連プロジェクトでの位置付け	・土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市におけるプロジェクト事業に含まれている路線・区間	
③都市計画決定事由、経過	・当初計画された時の目的が、現在も引き続き求められている路線・区間 ・都市計画道路以外に、都市計画施設（下水道・学校・公園など）の整備が予定されている路線・区間	
④沿道の建物・土地利用の促進	・沿道建物や土地利用状況から、まち（地域）づくりの発展や今後の土地利用の促進が見込まれる路線・区間	
⑤地域の個性に合わせた風景づくり	・都市計画マスタープランにおいて緑のネットワーク軸に位置付けがあり、かつ植栽帯が計画されている路線・区間 ・特定景観形成重点区域、広域景観形成重点区域など、景観形成の向上に寄与する路線・区間 ・無電柱化の計画が予定されている路線・区間、若しくは望ましい路線・区間	
⑥防災機能（延焼防止、災害避難路、緊急搬送路）	・県で指定された１次、２次緊急輸送路および市指定の緊急輸送路である路線・区間、または今後、緊急輸送路に指定が望ましい路線・区間	

【評価区分】

該当項目　５個以上　⇒　必要性特に高い
該当項目　３～４個　⇒　必要性高い
該当項目　２個以下　⇒　必要性低い

②実現性の評価

「滋賀県都市計画道路見直し指針」に基づいた実現性の評価を下記項目に基づいて行います。

各評価項目は、実現にあたっての問題点や課題となることから、該当すればその点において整備の実現性がない（低い）と判断します。

評価項目	該当
①近傍に代替え可能となる道路がある	
②自然的条件が道路建設の支障となっている	
③発生集中量が少ないと想定される	
④事業費用の高騰が懸念される（近年事業費用との比較）	

【評価区分】

該当項目　１個　　⇒　実現性高い

該当項目　２個以上　⇒　実現性低い

③STEP1 総合評価

「必要性の評価」、「実現性の評価」で評価した結果を、下表の判断基準に当てはめ、STEP１としての評価結果は次のとおりとなりました。

STEP1　判断基準

≪必要性≫	
該当項目数	判定
5個以上	特に高い
3～4個	高い
2個以下	低い

≪実現性≫	
該当項目数	判定
1個以下	高い
2個以上	低い

STEP1　総合評価

		必要性		
		特に高い	高い	低い
実現性	高い	○	△	△
	低い	△	△	×

STEP1　評価結果

○＝既定計画どおり存続する

△＝計画の見直し(存続・廃止を含む)を行う → STEP2　評価へ

×＝都市計画道路を廃止とする

表 8-2　STEP1 評価結果

評価区間番号		路線名称	①必要性	②実現性	判定
1		豊公園長浜駅線	対象外		対象外
2	1	長浜駅室線	特に高い	高い	存　続
	2		高い	高い	見直し
	3		低い	高い	見直し
	4		低い	高い	見直し
3	1	北船列見線	対象外		対象外
	2		高い	高い	見直し
4	1	地福寺神照線	対象外		対象外
	2		特に高い	低い	見直し
5		顔戸長沢線	低い	低い	廃　止
6	1	唐国三川線	低い	低い	廃　止
	2		低い	低い	廃　止
	3		低い	低い	廃　止
7	1	彦根長浜幹線	対象外		対象外
	2		対象外		対象外
	3		対象外		対象外
8		世継相撲線	対象外		対象外
9		虎姫停車場線	低い	低い	廃　止
10	1	酢宮部線	低い	低い	廃　止
	2		低い	高い	見直し
	3		低い	高い	見直し
11		神照月ヶ瀬線	対象外		対象外
12		祇園山階東上坂線	対象外		対象外
13	1	長浜駅宮司七条線	対象外		対象外
	2		対象外		対象外
	3		高い	高い	見直し
	4		低い	高い	見直し
14	1	下坂浜本庄線	対象外		対象外
	2		低い	高い	見直し
	3		低い	高い	見直し
15		豊公園森線	対象外		対象外
16	1	大戌亥山階線	低い	高い	見直し
	2		高い	高い	見直し
17	1	長沢西上坂線	対象外		対象外
	2		低い	高い	見直し
	3		低い	高い	見直し
	4		低い	低い	廃　止
18	1	近江長浜虎姫線	低い	高い	見直し
	2		高い	低い	見直し
	3		特に高い	高い	存　続

※「都市計画道路見直し評価」の詳細結果は非公開情報としています。

STEP1 指標に基づき「見直し」評価を行います。

しかし社会情勢が目まぐるしく変化する中、STEP1 で策定を行った評価項目に、今後、齟齬が生じる可能性があり、関係権利者に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、各見直し路線の評価過程（評価点）は意思形成過程の情報として非公開扱いとします。

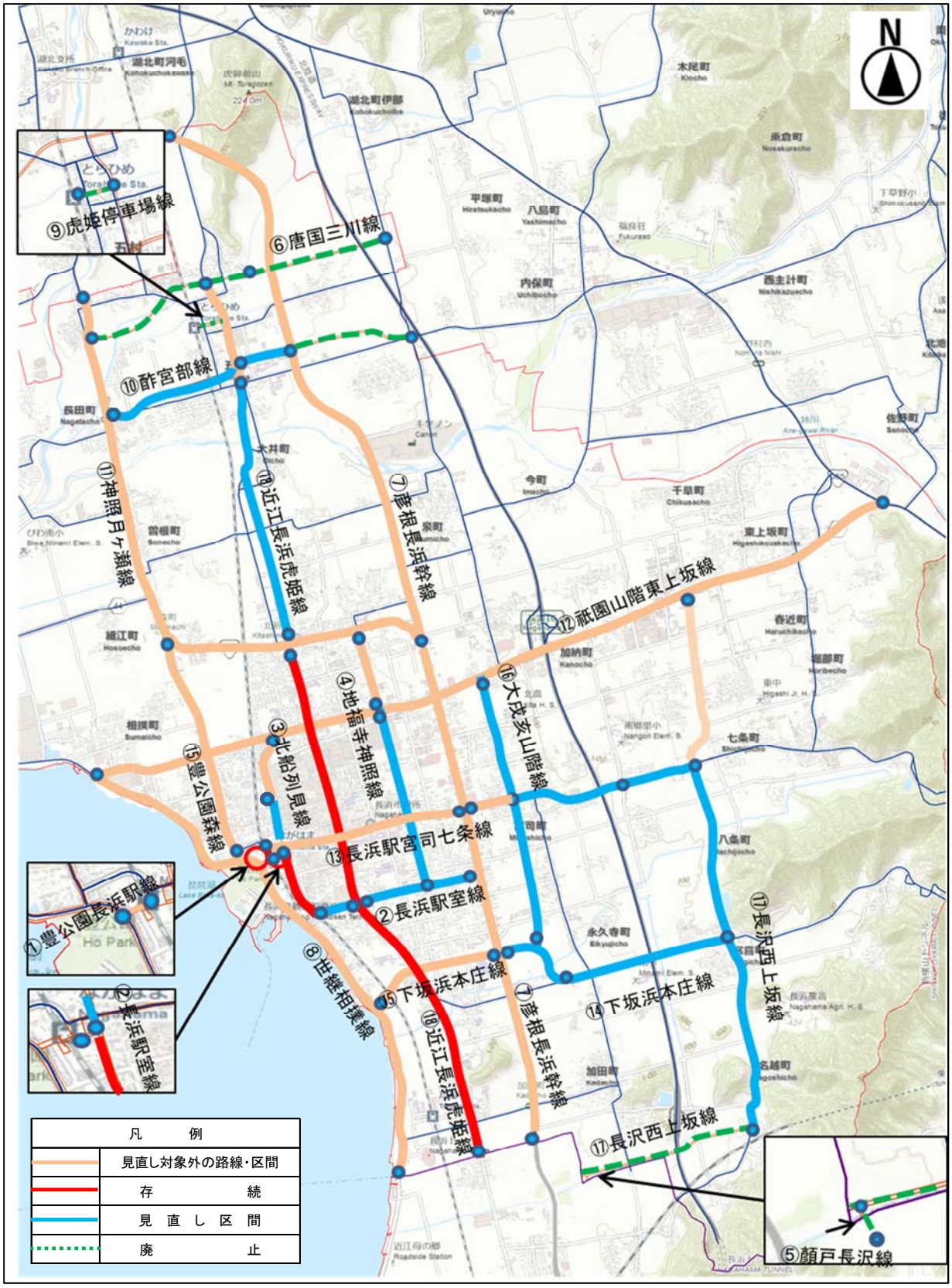

図 8-4　STEP1 評価結果

8-3-2　＜STEP2＞市独自の評価項目による見直し内容による評価の実施

〈STEP1〉の評価で、「計画の見直しを行う」とした路線・区間について、当該路線・区間における個別要因や地域の実情（地域特性）をふまえた市独自の評価項目を用いて、計画見直しの内容を検討します。

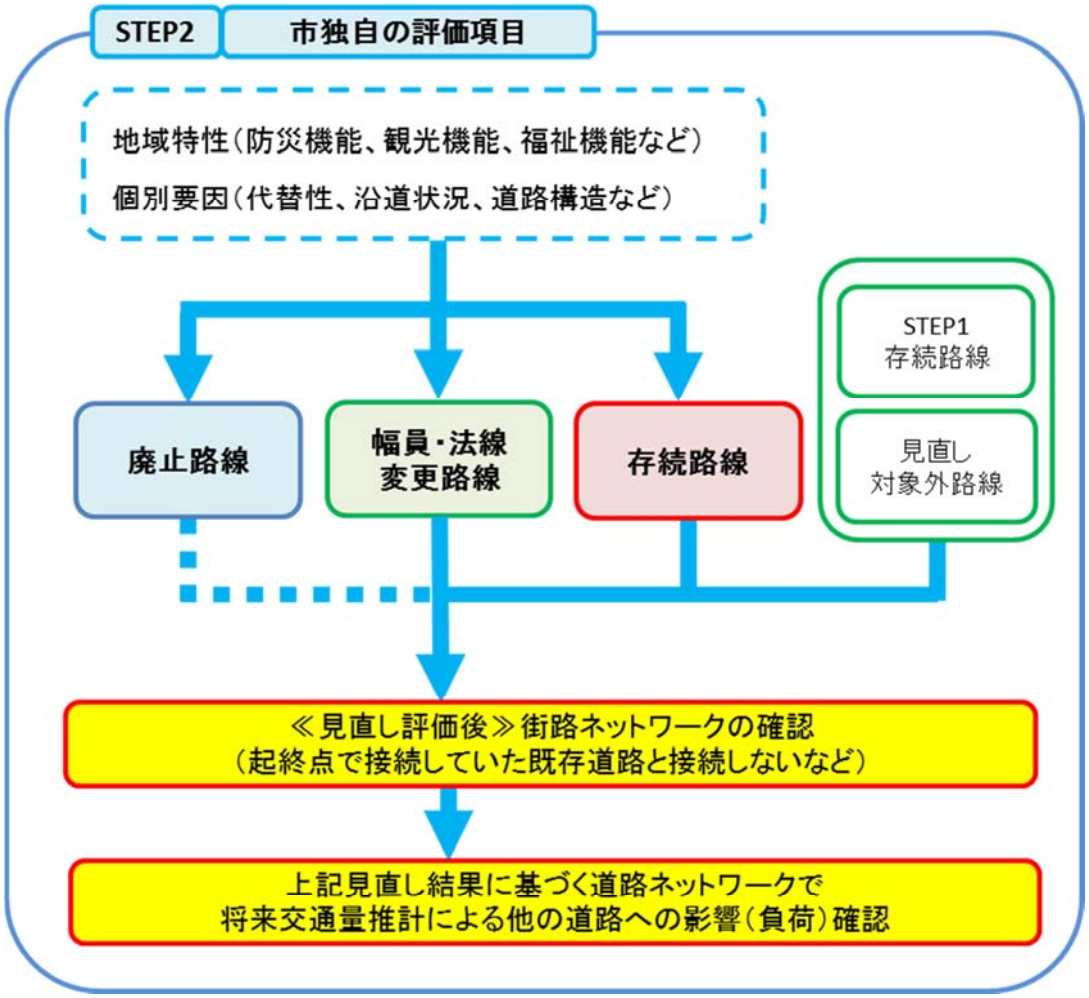

図 8-5　STEP2 評価フロー

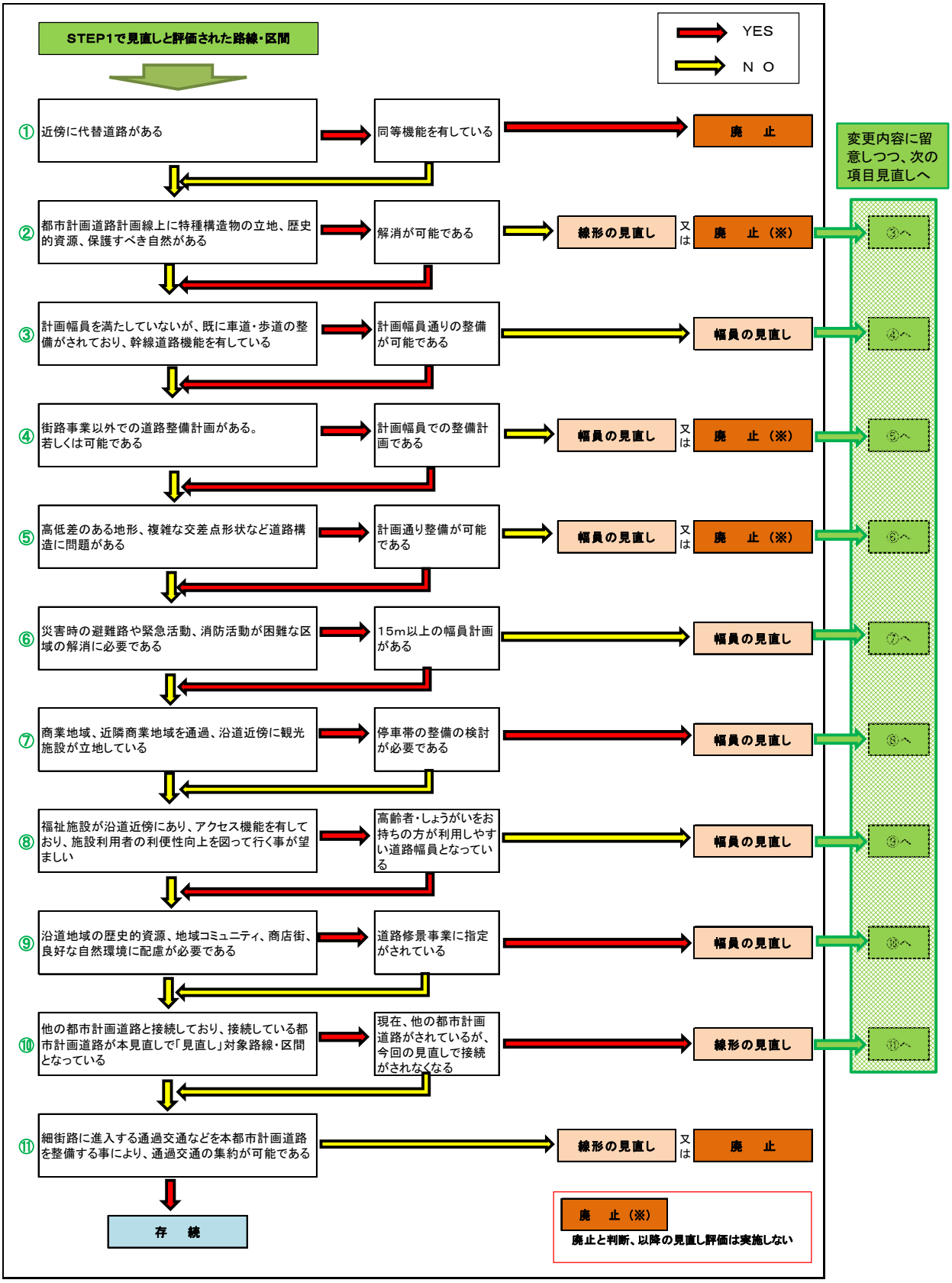

図 8-6　STEP2 路線評価フロー

表 8-3　STEP2 路線評価フローに基づく評価結果

評価区間		路線名称	評価結果	見直し事項
1		豊公園長浜駅線	見直し対象外	
2	1	長浜駅室線	STEP1評価 存　続	
	2		存　続	
	3		存　続	
	4		存　続	
3	1	北船列見線	見直し対象外	
	2		変　更	⑨景観配慮に伴い、幅員縮小を検討
4	1	地福寺神照線	見直し対象外	
	2		存　続	
5		顔戸長沢線	STEP1評価 廃　止	STEP1評価＝廃止
6	1	唐国三川線	STEP1評価 廃　止	STEP1評価＝廃止
	2		STEP1評価 廃　止	STEP1評価＝廃止
	3		STEP1評価 廃　止	STEP1評価＝廃止
7	1	彦根長浜幹線	見直し対象外	
	2		見直し対象外	
	3		見直し対象外	
8		世継相撲線	見直し対象外	
9		虎姫停車場線	STEP1評価 廃　止	STEP1評価＝廃止
10	1	酢宮部線	STEP1評価 廃　止	STEP1評価＝廃止
	2		存　続	
	3		存　続	
11		神照月ヶ瀬線	見直し対象外	
12		祇園山階東上坂線	見直し対象外	
13	1	長浜駅宮司七条線	見直し対象外	
	2		見直し対象外	
	3		存　続	
	4		存　続	
14	1	下坂浜本庄線	見直し対象外	
	2		廃　止	⑪生活環境（通過交通の集約見込みなし）により廃止
	3		廃　止	④滋賀県により県道の拡幅（片側歩道設置、及び車道幅員拡幅）事業が実施され、両側に歩道が整備されない予定であり、整備後も建築制限が引き続きかかってしまうことから、「廃止」とします
15		豊公園森線	見直し対象外	
16	1	大戌亥山階線	存　続	※なお当区間は「⑧福祉支援（保健センター、しょうがい者福祉施設の立地」を考慮し、今後、高齢者・しょうがい者に配慮した道路空間再配置について検討していきます
	2		存　続	
17	1	長沢西上坂線	見直し対象外	
	2		廃　止	⑪生活環境（通過交通の集約見込みなし）により廃止
	3		廃　止	⑪生活環境（通過交通の集約見込みなし）により廃止
	4		STEP1評価 廃　止	STEP1評価＝廃止
18	1	近江長浜虎姫線	見直し対象外	
	2		廃　止	①近傍に代替え道路（県道丁野虎姫長浜線）が約50m並行し位置しており、滋賀県の道路事業により歩道整備工事が実施される見込みであり、都市計画道路機能を有するため廃止
	3		存　続	

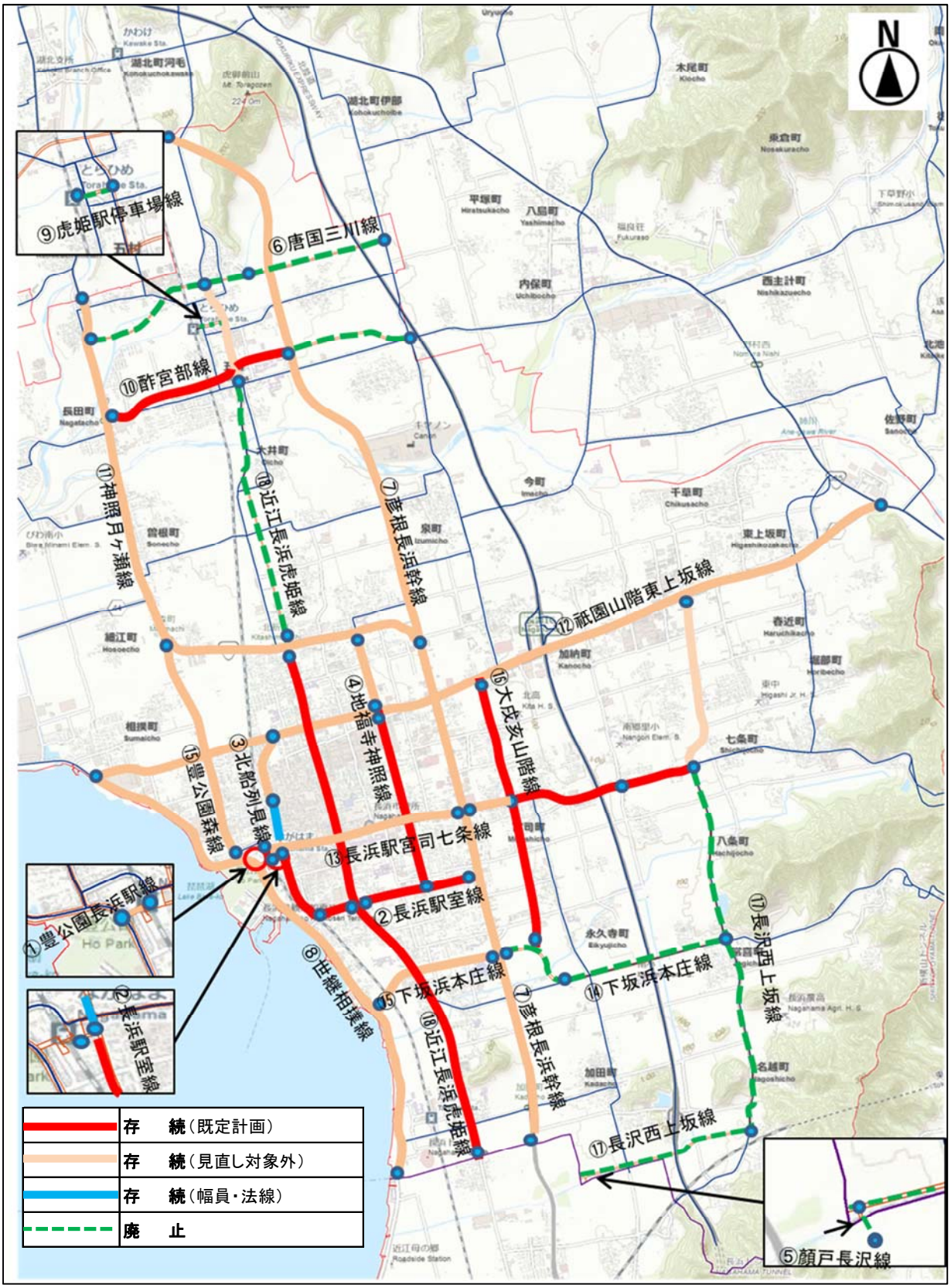

図 8-7　STEP2 路線評価フローに基づく評価結果

8-3-3 見直し評価結果による都市計画街路ネットワークの検証

前項の STEP２評価結果により、見直し後の都市計画道路網において、街路ネットワークとしての機能を引き続き維持していく必要があることから､都市計画道路の廃止に伴い不接続や不連続になり、街路ネットワークがいびつになることのないように検証を行います。

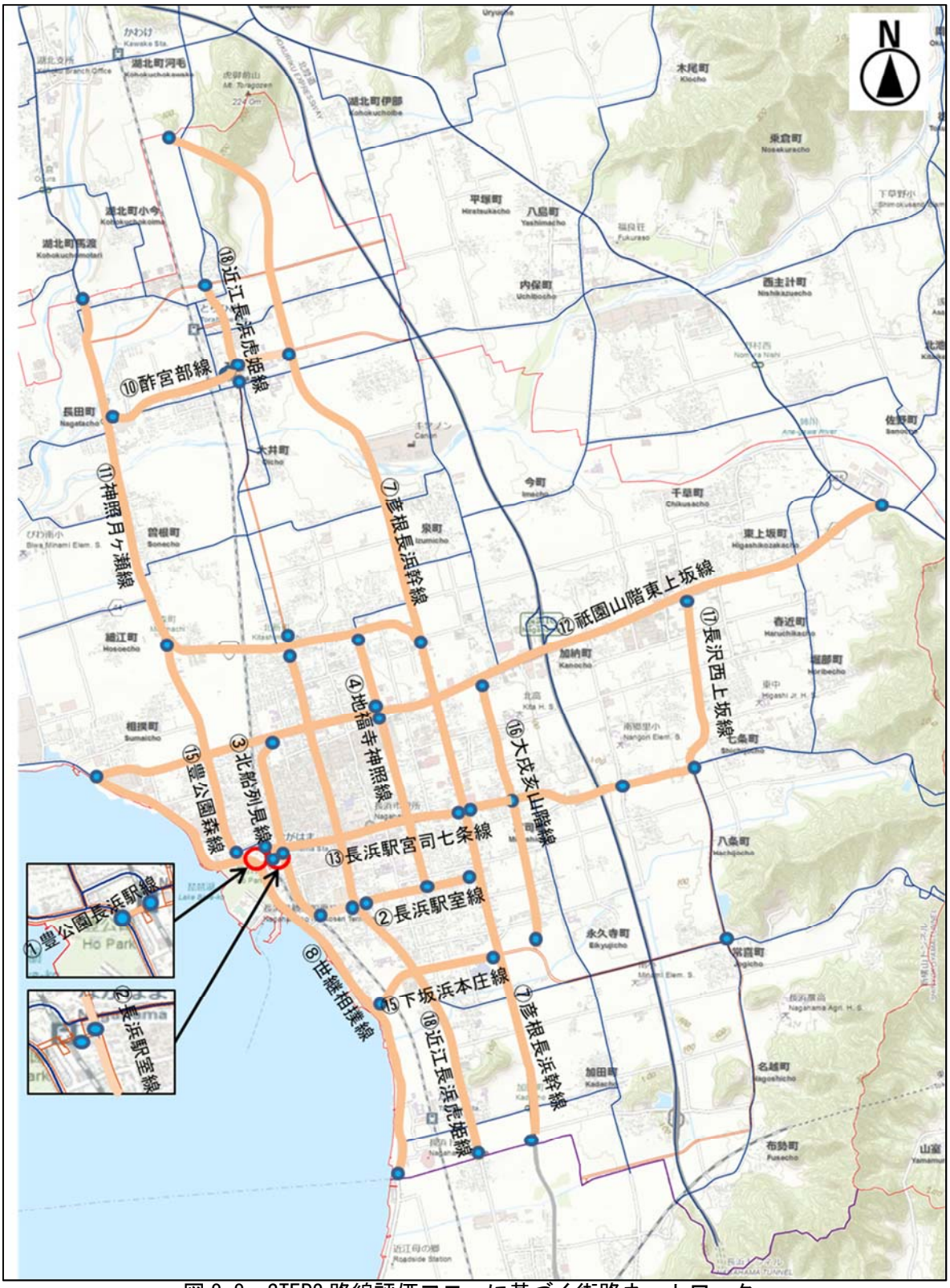

図 8-8　STEP2 路線評価フローに基づく街路ネットワーク

都市計画道路の見直しにより、下図に示す２路線について不接続もしくは不連続の線形となりました。

図 8-9　街路ネットワーク視点からの問題箇所

不接続もしくは不連続の線形となった２路線についての検討を行います。

⑯大戌亥山階線

大戌亥山階線は全線で既定計画での存続と判断しています。

しかし、大戌亥山階線の南側で接続する下坂浜本庄線が廃止方針となっており、下図のとおり廃止となる区間は未整備となっており、道路整備もされていない状況となっています。

見直し結果による接続状況

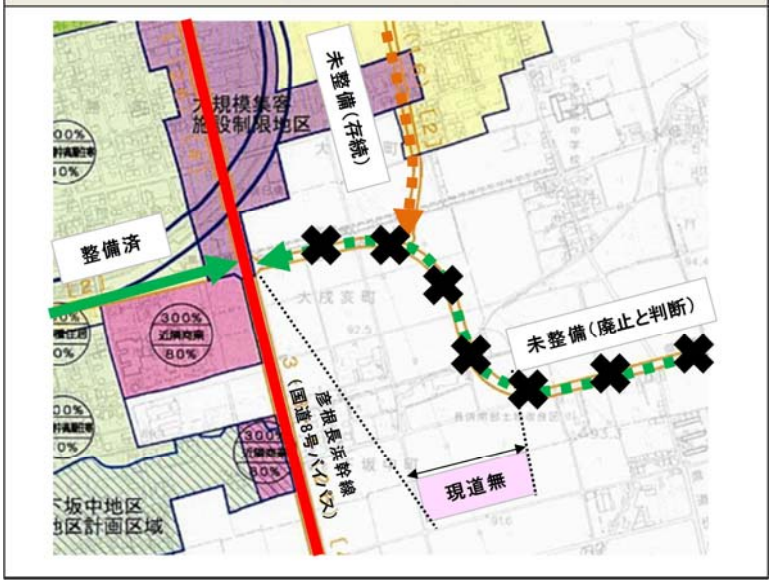

都市計画道路ネットワーク維持（形成）の観点から、下図に示すとおり、廃止判断となった下坂浜本庄線の国道 8 号バイパス（彦根長浜幹線）から大戌亥山階線と接続する区間については存続と評価し直します。

見直し後の都市計画道路

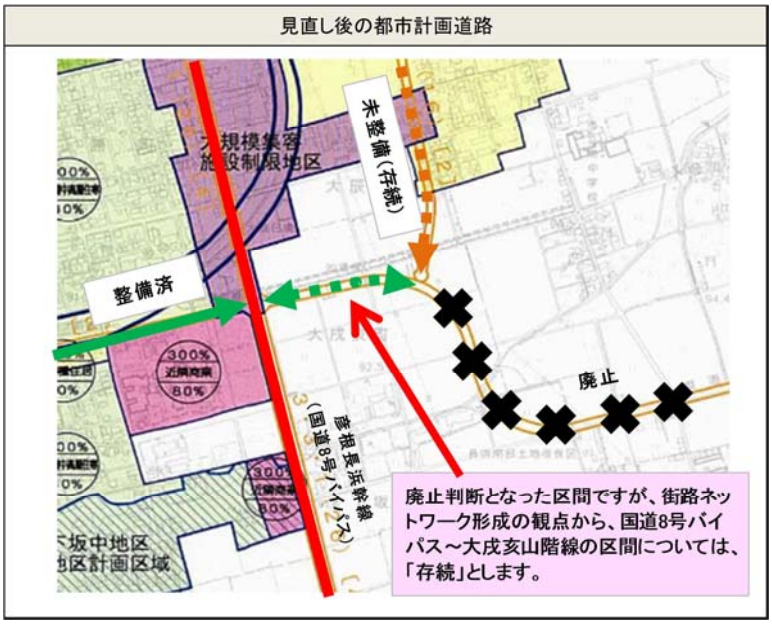

⑱近江長浜虎姫線

近江長浜虎姫線は、旧虎姫町～旧近江町（現米原市）を結ぶ都市計画道路であり、このうち虎姫地域内では既に整備されているため、今回の見直しでは見直し対象外となっています。

虎姫地域の整備済区間から中心市街地にかけての区間は、並行する県道の幅員が計画幅員と同等程度となっており、また歩道整備も計画されていることから、並行県道を代替道路とみなして廃止と判断しています。

また、中心市街地から旧近江町（現米原市）にかけての区間は引き続き都市計画道路の整備をめざして行くことから存続判断となっており、路線としてみると、不連続な形態の路線となります。

そのため虎姫地域の整備済区間について、用途地域の状況をふまえ、今後、都市施設の整備予定もなく、都市計画道路として整備を行っていく必要性がないことから、廃止と判断し直して、先に廃止と判断した区間と一体的な廃止とします。

なおこの区間を廃止した場合、他の都市計画道路への影響はありません。

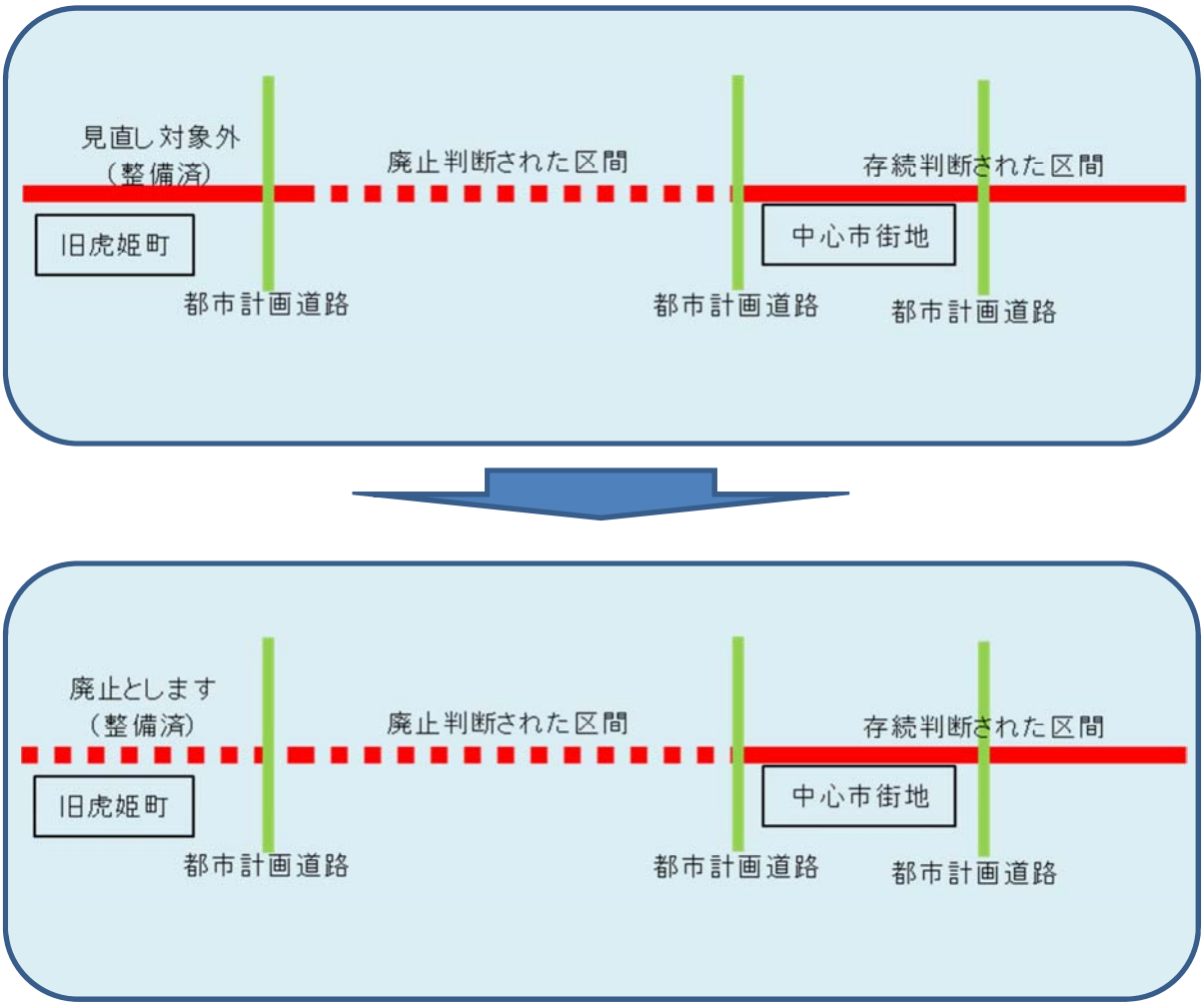

ネットワーク検証後の新たな都市計画道路は下図に示すとおりです。

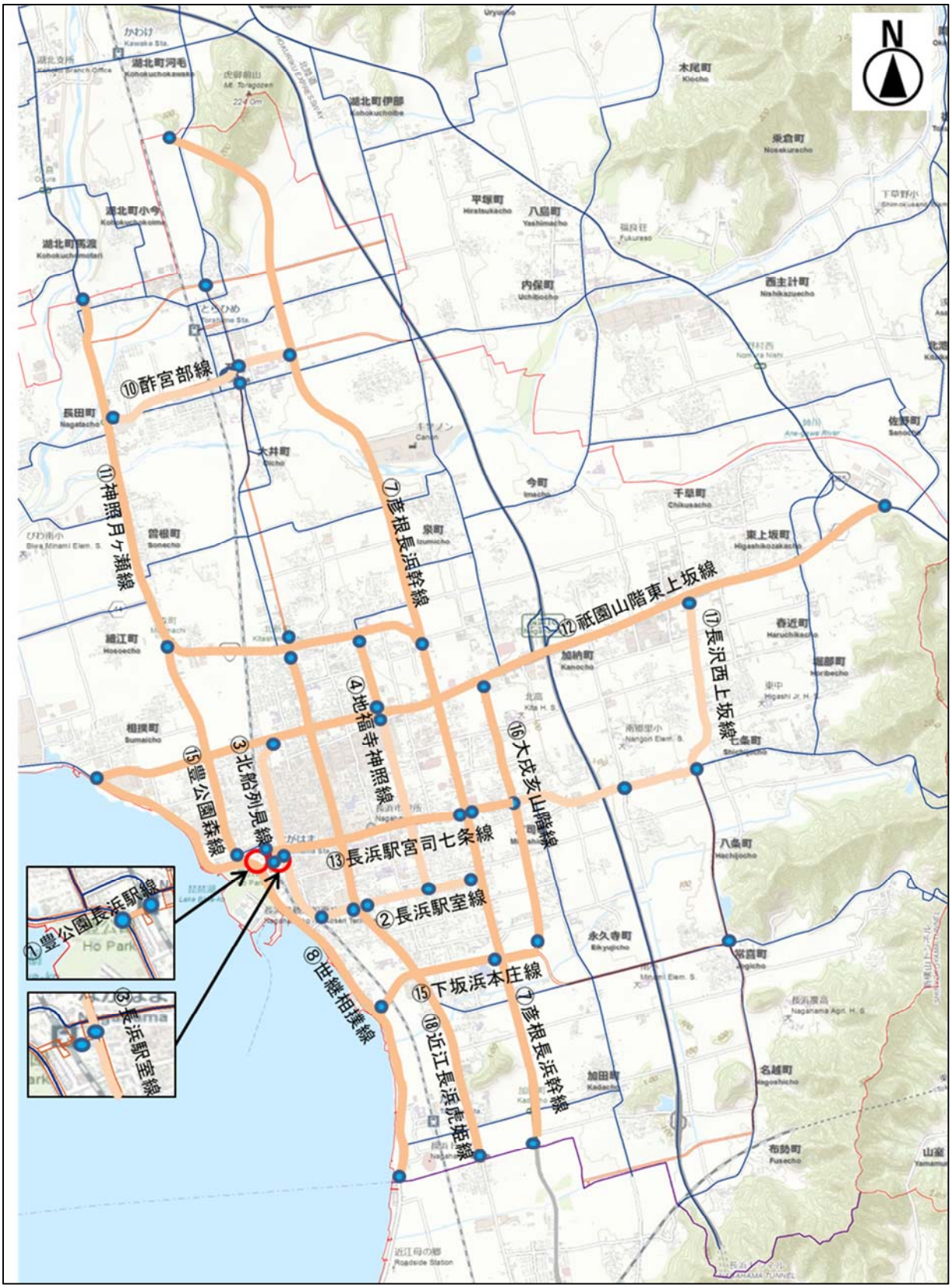

図 8-10　都市計画道路網（案）

8-3-4　将来交通量推計による道路負担の確認

前項の見直し結果を受け、下図に示すフローに基づいて将来交通量による道路負担の確認を行います。

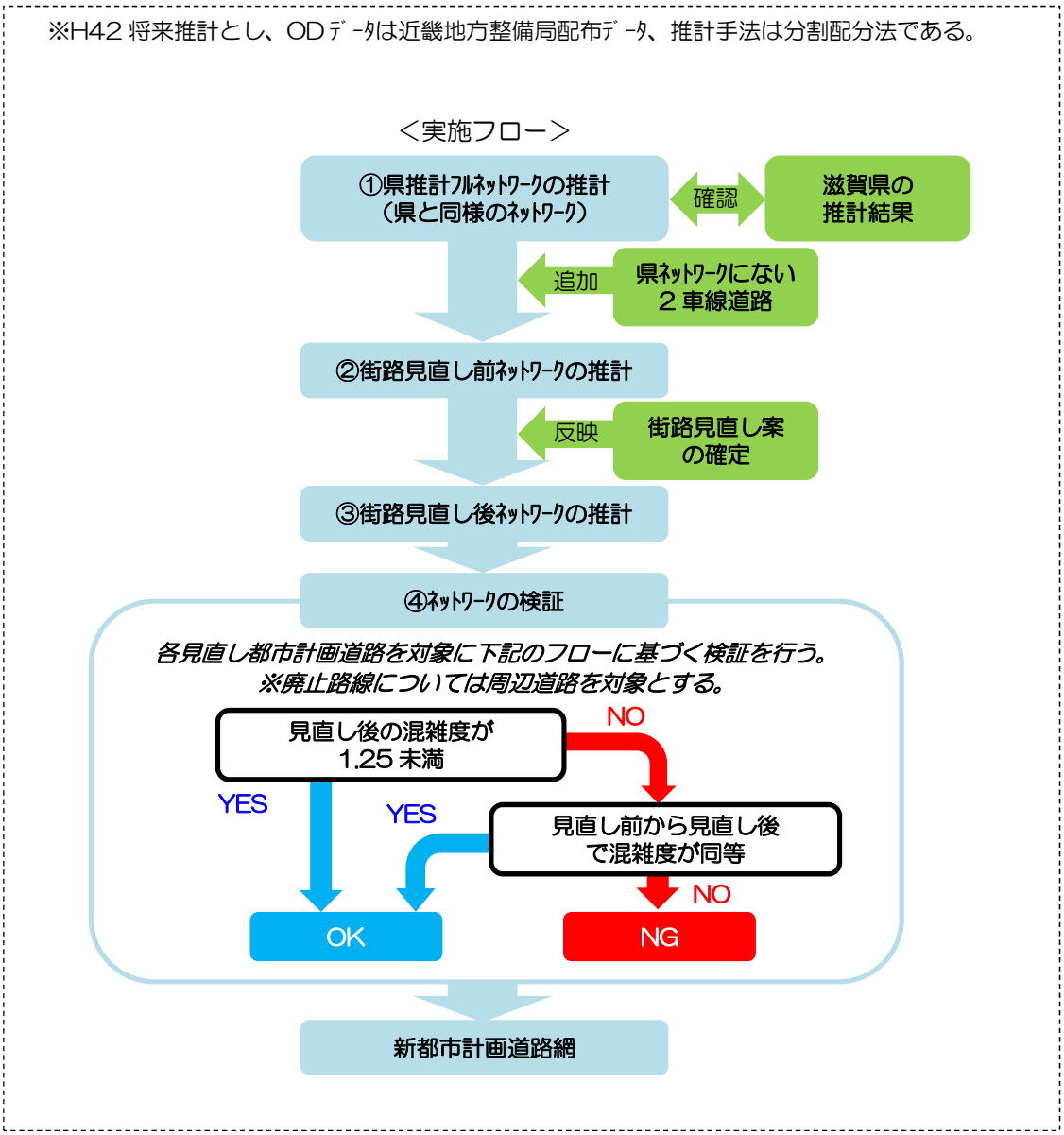

図 8-11　将来推計交通量による評価手法

（１）都市計画道路網の交通量推計の概要

滋賀県が将来交通量推計を行ったゾーン・ＯＤ表とネットワークについて、再現性の確認を行ったうえで、長浜市の都市計画道路を対象とした将来交通量推計を行いました。

長浜市の都市計画道路網及び補完する主要路線を対象としたネットワークを設定し、そのネットワークに対応したゾーン設定を行い、ゾーニングに基づくＯＤ表を作成して、交通量を対象ネットワーク上に配分しました。

推計結果をもとに都市計画道路を構成する各路線の混雑度を算出し、都市計画道路網の交通処理の妥当性を検証します。推計は、都市計画道路の見直し前のネットワークで実施した上で、見直し後のネットワークによる推計を行い、見直し後の交通量を検証しました。

（２）将来交通量推計の方法

１）対象ネットワーク

ネットワークは、長浜市の都市計画道路に影響を及ぼす範囲（長浜市内及び米原市内）を対象として設定しました。

対象とする道路は下記に示すとおりです。

・滋賀県の将来推計の対象路線（国道、県道）
・既定の都市計画道路網（見直し前）
・その他の２車線道路（整備予定路線を含む）
・これらを補完する主要な市道（概ね 1.5 車線相当路線）

２）ネットワーク条件

県推計の対象路線については、県推計との整合確認計算での条件に準じています。

各区間の交通容量は滋賀県報告書に記載の交通容量を参考に設定しました。

３）ゾーニングと将来ＯＤ表

ゾーニングは、県推計のゾーンをもとに、都市計画道路に交通量が的確に配分されるように、ゾーン分割を行い、分割後のゾーン数は以下のとおりです。

	ゾーン数	
	県推計	分割後
旧長浜市	13	40
旧近江町	4	13
旧虎姫町	3	5

ＯＤ表の分割は、ゾーン内の人口構成比（平成 26 年 10 月の住民基本台帳データ）を用いて行いました。ＯＤ分割の根拠としたゾーン内人口と分割比率を用い、発生集中交通量の計算を行いました。

また各ゾーンの代表位置（発生集中点）は図 8-14 に示すとおり設定しています。

４）交通量推計手法

推計手法は、県推計の方法に準じました。

①配分手法

転換率式を併用した分割実用配分を用い、分割回数は 5 回、分割比率は各回均等とします（2:2:2:2:2 が分割比となる）。

②交通量配分の流れ

以下のフローチャートに沿って，交通量配分を行います。

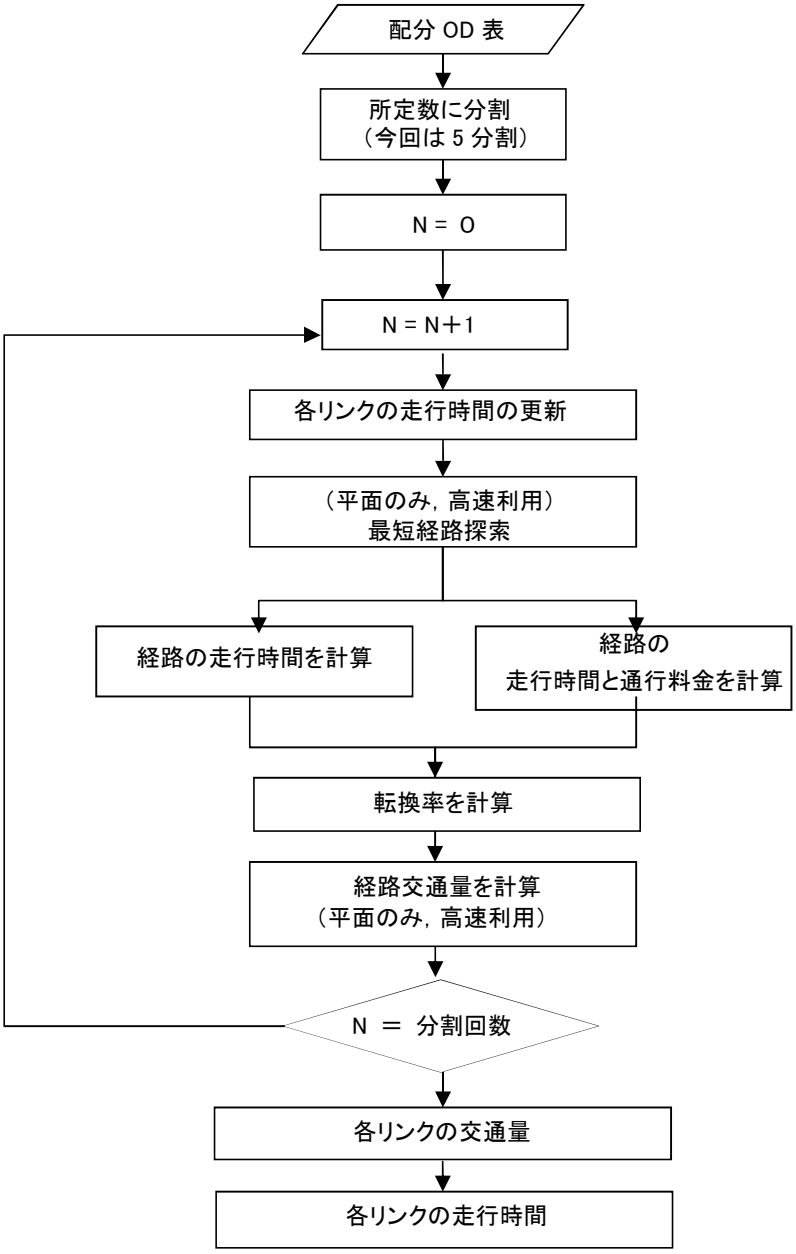

図 8-12　転換率式を併用した分割実用配分の計算フロー

＜3＞転換率式

高速道路を利用する割合（転換率）は，全ての有料道路に対して，以下の式を用いるものとします。

$$P = \frac{1}{1 + \frac{\alpha\left(\frac{X}{S}\right)^{\beta}}{T^{\gamma}}}$$

P：転換率

X：高速道路利用ルートの一般道路利用ルートに対する料金／時間差（円／分）

T：高速道路と一般道路との時間差（分）

S：シフト率（平成 17 年を基準とした GDP の伸率を適用）

α，β，γ：パラメータ

表　　シフト率

H17（2005）	1.000
H42（2030）	1.570

＜４＞リンクコスト関数

各リンクの交通量と走行時間の関係を表す関数（リンクコスト関数）として，BPR 関数を用いました。

$$t_a(x_a) = t_a^0 \cdot \left(1.0 + \alpha\left(\frac{x_a}{C_a}\right)^{\beta}\right)$$

ta：リンク a の走行時間（分）

xa：リンク a の交通量（pcu/日）

ta0：リンク a の自由走行時間（分）

Ca：リンク a の交通容量（pcu/日）

α，β：パラメータ（以下の値）

高速道路：α=0.22，β=2.40

一般道路：α=0.50，β=1.40

※BPR 関数のパラメータ（α・β）は，高速道路（都市高速道路、一般自専道を含む）と一般道路の 2 パターン設定し、平成 17 年センサスの一般交通量調査結果を用いて推計

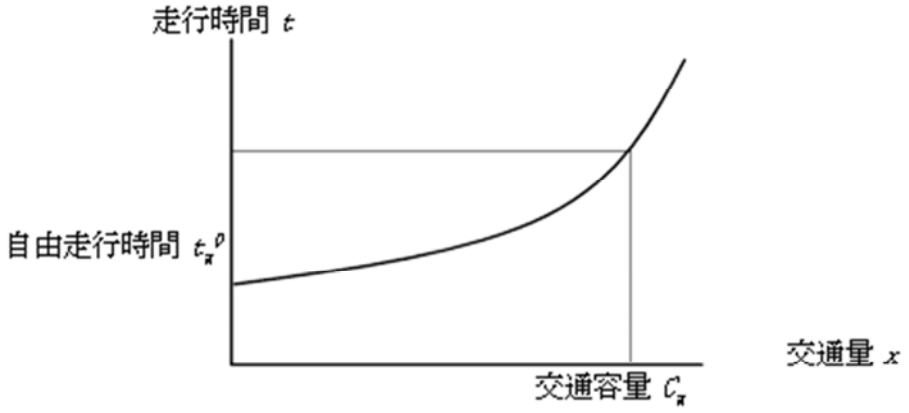

図 8-13 BPR 関数の概形

図 8-14　推計の対象ネットワーク図

（４）将来交通量推計による道路負担増加の確認

将来交通量推計によるネットワークの検証としては、都市計画道路の見直し後の混雑度が1.25 未満であるかの確認を行い、1.25 以上の区間については見直し前後の混雑度の変化より顕著な悪化の有無の確認を行いました。

下図のとおり、長浜市内では世継相撲線（湖岸道路）の田村町周辺で混雑度がやや高くなっており、また交通量増の影響を受け、混雑度が 0.8%の微増となっています。当区間は既に整備済区間であり、周辺道路でも廃止判断を行っていないため、混雑度の上昇は交通量増加によるものと判断されます。結果として、全ての都市計画道路について影響が生じませんでした。

混雑度が③見直し後で 1.25 以上の区間

番号	②見直し前混雑度	③見直し後混雑度	②前→③後差	②前→③後変化割合	結果	備考
A	1.33	1.34	0.01	0.8%	OK	見直し対象外区間(世継相撲線)
B	1.31	1.31	0	0.0%	OK	対象外(都市計画道路なし)

8-3-5　米原市に接続する都市計画道路

前項までの見直し結果を受け、新たな都市計画道路網（案）を作成しました。

このうち、隣接する米原市へ接続する都市計画道路のうち、「廃止」や「変更」と判断を行った路線については、路線ごとに米原市との協議の上、都市計画手続きを行っていく必要があります。

長浜市から米原市へ接続している都市計画道路は下図の 5 路線となっています。

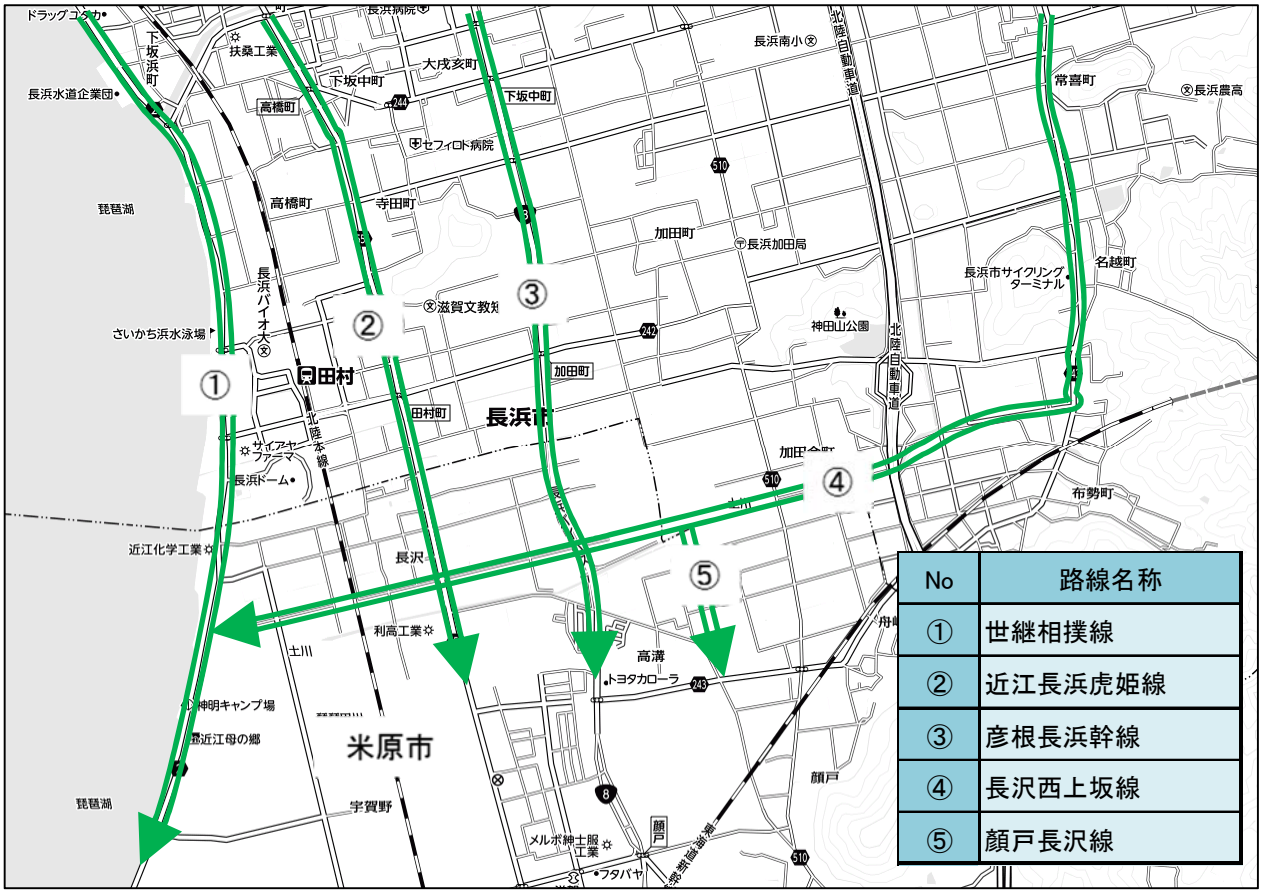

図 8-15　長浜市・米原市境付近の都市計画道路の状況

①見直し評価結果

長浜市から米原市へ接続する都市計画道路 5 路線の見直し結果は下表のとおりです。

広域を結ぶ路線となっている①世継相撲線、②近江長浜虎姫線、③彦根長浜幹線の 3 路線は既定計画での存続もしくは見直し対象外としています。

残りの④長沢西上坂線、⑤顔戸長沢線の 2 路線は一部区間を含めた廃止判断となりました。

表 8-4 見直し評価

No	路線名称	見直し方針	特記事項
①	世継相撲線	見直し対象外 （既定計画存続）	
②	近江長浜虎姫線	既定計画存続	
③	彦根長浜幹線	見直し対象外 （既定計画存続）	
④	長沢西上坂線	一部区間廃止	七条町～米原市境「廃止」
⑤	顔戸長沢線	廃　止	

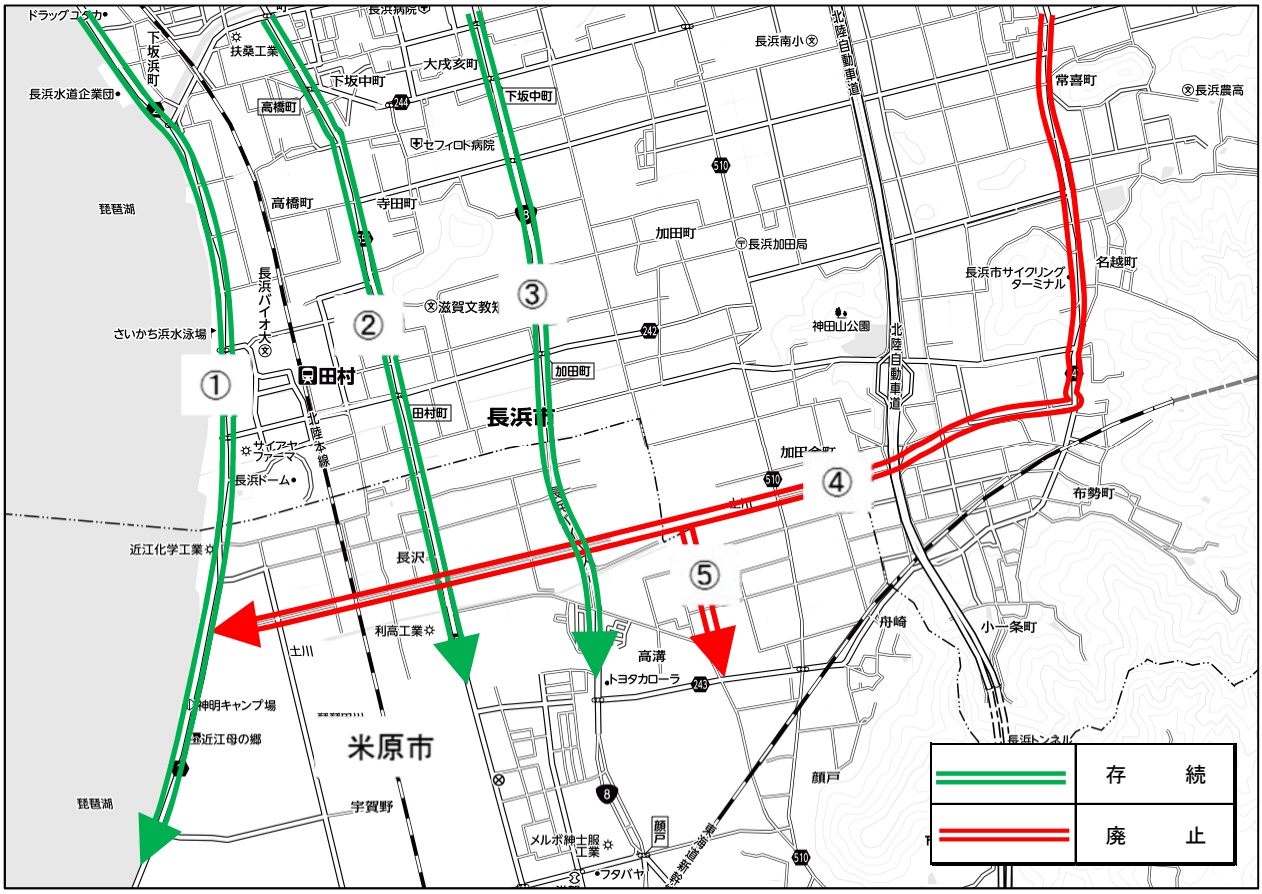

図 8-16 長浜市境都市計画道路の見直し評価

②米原市との調整

廃止判断となった④長沢西上坂線、⑤顔戸長沢線の２路線は、いずれも長浜市を越えて米原市までの都市計画道路として都市計画決定がされており、長浜市内のみの廃止は街路ネットワーク上問題があります。

米原市では都市計画道路の見直しが実施されておらず、一体的な都市計画手続きができないため、当該 2 路線については今後、米原市の都市計画道路見直しが実施され、協議が整った段階で廃止手続きを行います。なお長浜市としての判断は廃止（条件付廃止）とします。

8-4　各路線の見直しの方向性

前項までの見直し結果および関係機関との協議結果を受け、各路線の見直しの方向性を下記に整理を行います。

なお、見直しの結果「廃止」と判断された路線については、都市計画道路ではなく、道路管理者（国・県・市）による一般道路事業での整備を検討していくこととします。

表 8-5（1）　見直し方向性

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
1	豊公園長浜駅線	－	存　続 （対象外）	見直し対象外路線のため、既存計画で存続（既整備）

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
2-1	長浜駅室線	市道宮司南呉服南線	存　続	市街地中心部と南東部を結ぶ幹線であり、沿道に立地している観光施設や大型工場への利便性の向上、中心市街地の災害避難路としての役割を持つ道路として、また、【２－２】区間と併せた整備を行うことにより、黒壁スクエアや豊公園（長浜城）などの観光拠点との回遊性を持たせることも可能となることから、「存続」と判断します。
2-2		市道宮司南呉服南線	存　続	市街地中心部と南東部を結ぶ幹線であり、沿道に立地している観光施設や大型工場への利便性の向上、中心市街地の災害避難路としての役割を持つ道路であり、また当区間は【２－１】区間と同様に観光拠点との回遊性を持たせることも可能となり、沿道に立地する大型工場の移設などの問題点を補える高い整備効果が得られるため、「存続」と判断します。
2-3		市道宮司南呉服南線	存　続	当区間（沿道）を含めた周辺地域の道路は、細街路で構成されており、災害発生時の緊急輸送路として、地域住民の安心安全の確保を図ることができます。また、生活道路（細街路）へ進入する通過交通を本区間に誘導する事による通過交通の排除、さらに、【４－２】区間（地福寺神照線）との一体的な整備により、市街地北部と南部を往来する利便性も向上するものと考えられることから、「存続」と判断します。
2-4		市道宮司南呉服南線	存　続	当区間（沿道）を含めた周辺地域の道路は、【２－３】区間と同様に細街路で構成されており、災害発生時の緊急輸送路として、地域住民の安心安全の確保を図ることができます。また、生活道路（細街路）へ進入する通過交通を本区間に誘導する事による通過交通の排除、さらに、【４－２】区間（地福寺神照線）との一体的な整備により、市街地北部と南部を往来する利便性も向上するものと考えられることから、「存続」と判断します。
路線の見直し方針	長浜駅室線	市道宮司南呉服南線	存　続	当路線は市街地中心部から南東部国道8号バイパスを結ぶ都市計画道路であり、観光施設の立地や他の観光施設との回遊性を持たせ、観光アクセス道路との役割を担うだけでなく、当路線を整備する事により、都市防災機能向上に資すると判断がされるため、全区間「存続」と判断します。

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
3-1	北船列見線	（市道）北船列見線	存　続	見直し対象外路線のため、既存計画で存続（既整備）
3-2		（市道）北船列見線	幅　員 見直し （縮小）	当区間は、駅前通り（県道大津能登川長浜線）から北黒壁スクエア周辺を北進する都市計画道路です。区間中にある観光バスの乗降場（御旅所）周辺には長浜城跡の外堀など風光明媚な景観を残しており、長浜市のエントランス機能を持ち合わせており、この外堀や歴史的建造物の保存を考慮するため、「幅員縮小」と判断します。
路線の見直し方針	北船列見線	（市道）北船列見線	幅　員 見直し （縮小）	当路線は、長浜市のシンボルロードである駅前通り（県道大津能登川長浜線）と馬車道（県道祇園八幡中山線）を南北に結び、沿道には黒壁スクエアを始めとする観光拠点が立地しています。 また、観光バスの乗降場（御旅所）周辺には長浜城跡の外堀など風光明媚な景観を残しており、長浜市のエントランス機能を持ち合わせており、この外堀や歴史的建造物の保存を考慮するため、「幅員縮小」と判断します。

表 8-5（2）　見直し方向性

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
4-1	地福寺神照線	市道八幡中山神照 ２号線他	存　続 （対象外）	見直し対象外路線のため、既存計画で存続（既整備）
4-2		市道東高田八幡東線、 市道地福寺南北１号線	存　続	当区間は（都）祇園山階東上坂線と（都）長浜駅宮司七条線、（都）長浜駅室線を相互に結ぶ都市計画道路となっており、一部区間は整備が進んでいます。本区間は既に整備済の【４－１】区間と併せ東西を結ぶ各都市計画道路と相互に接続を図り街路ネットワークの充実を図って行く為の必要な区間であることから「存続」と判断します。
路線の 見直し方針	地福寺神照線	市道八幡中山神照 ２号線、 市道東高田八幡東線、 市道地福寺南北１号線	存　続	当路線は、市街地を東西に結ぶ（都）神照月ヶ瀬線、（都）祇園山階東上坂線と（都）長浜駅宮司七条線、（都）長浜駅室線を相互に結ぶ路線であり、本路線の全線整備により長浜市中心部の街路ネットワークの充実を図って行く事が可能であると考えられる路線であることから、全線整備を行うことが必要と判断します。

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
5	顔戸長沢線	現道なし	廃　止 （※米原市 協議必要）	本区間は、土川に架かる橋梁部分と（都）長沢西上坂線の取付まで約30ｍの都市計画道路であり、土地利用を考慮する必要がない区間です。 また接続する（都）長沢西上坂線を含め、市街化調整区域内を通過する計画となっており、民間開発や都市施設の誘導が図られないことから、都市計画道路としての役割を有しないため「廃止」と判断します。 ただし、本路線の殆どの区間は米原市域となっており、廃止については、米原市との協議を経て行うこととします。

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
6-1	唐国三川線	市道大寺三川線	廃　止	当路線は、虎姫地域北部で東西を結ぶ都市計画道路でありますが、上位計画・市のプロジェクト位置付けが無く、沿道は田畑が広がり、沿道施設の利便性向上を図って行く必要性が低い路線です。また市街化調整区域に位置するため、今後、都市施設の整備予定もなく交通量の増加が見込めないことから「廃止」と判断します。
6-2		市道大寺三川線	廃　止	
6-3		現道なし	廃　止	
路線の 見直し方針	－	－	廃　止	

表 8-5（3）　見直し方向性

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
7-1	彦根長浜幹線	現道なし	存　続 （対象外）	見直し対象外路線のため、既存計画で存続
7-2		現道なし	存　続 （対象外）	見直し対象外路線のため、既存計画で存続
7-3		国道8号バイパス	存　続 （対象外）	見直し対象外路線のため、既存計画で存続（既整備）
路線の見直し方針	彦根長浜幹線	一部区間国道8号バイパス	存　続 （対象外）	見直し対象外路線のため、既存計画で存続

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
8	世継相撲線	県道大津能登川長浜線	存　続 （対象外）	見直し対象外路線のため、既存計画で存続（既整備）

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
9	虎姫停車場線	県道虎姫停車場線	廃　止	STEP1（評価）で必要性・実現性ともに低い評価となっています。また近傍に県道・市道の代替道路があることや交通量も少なく、現県道からの流入をふまえても交通量の大幅な集約も見込みにくいため、「廃止」と判断します。

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
10-1	酢宮部線	現道なし	廃　止	当区間は県道東野虎姫線が約100m南側を並行しています。当区間と並行する部分は2車線道路に拡幅され、代替道路とすることで、「廃止」とします。
10-2		市道五村東西3号線 （※隣接）	存　続	当区間は県道丁野虎姫長浜線と（都）彦根長浜幹線を接続する都市計画道路となっており、一部区間は隣接する形で市道が整備されています。 姉川の水害などを考慮し、また国道8号と（都）彦根長浜幹線の幹線道路相互の接続を行い、虎姫地域の東西軸として位置づけを行うことから【10-3】と併せて「存続」とします。
10-3		現道なし	存　続	当区間はJR北陸線を通過する区間となっており、JR北陸線以東地域と国道8号（月ヶ瀬神照線）を結ぶ県道が並行しています。しかしJR交差部は大型車の通行が困難であり、災害時の緊急車両や物資の搬入を行う際に大型車の通行が制限されるため、そのバイパス機能として、当区間は既存計画の通り「存続」とします。なお事業実施時にJR交差部（跨線橋方式）について、検討を行います。
路線の見直し方針	仮）酢五村線	現道なし	部分廃止 （路線短縮）	当路線は国道8号（月ヶ瀬神照線）～国道8号バイパス（彦根長浜幹線）区間を存続とするほかは廃止とし、路線を短縮します。路線の短縮に併せて路線名称の変更を行います。

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
11	月ヶ瀬神照線	国道8号	存　続 （対象外）	見直し対象外路線のため、既存計画で存続

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
12	祇園山階東上坂線	県道中山東上坂線 県道祇園八幡中山線	存　続 （対象外）	見直し対象外路線のため、既存計画で存続（既整備）

表 8-5（4）　見直し方向性

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
13-1	長浜駅宮司七条線	県道大津能登川長浜線 県道間田長浜線	存　続 （対象外）	見直し対象外路線のため、既存計画で存続（既整備）
13-2		県道間田長浜線	存　続 （対象外）	見直し対象外路線のため、既存計画で存続（既整備）
13-3		県道間田長浜線	存　続	当区間（路線）は約8割が整備済みとなっており、沿道の国道8号バイパスから北陸道にかけては商業施設の集積（高度利用）を図って行くゾーンと位置付けられています。また長浜市の東西軸の役割を担っているほか、緊急避難路及び輸送路に指定されているため整備を進めていく必要性が高く、既存計画での「存続」と判断します。
13-4		県道間田長浜線	存　続	当区間の東側延長線（県道間田長浜線）には、観音坂トンネルが平成28年度の供用開始を目指して建設されており、当区間（路線）は市街地へ流入する交通の受け皿的な役割を担っています。 当路線の南側には市道が並行に走っていますが、狭小幅員のため、代替道路としての役割を担っておらず、当区間を整備を進めて行き、東西幹線軸の役割を担うことから、既存計画での「存続」と判断します。
路線の見直し方針	長浜駅宮司七条線	県道大津能登川長浜線 県道間田長浜線	存　続	当路線は東西幹線軸として広域交通の交通処理の役割を担っており、中心市街地では商業施設の集積（高度利用）ゾーンとの位置付け、県の緊急避難路・輸送路としての位置付けがされており、市のまちづくりには欠かせない道路となっています。このため、全線で都市計画街路の整備を行っていく必要があります。

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
14-1	下坂浜本庄線	市道大戌亥下坂浜線	存　続 （対象外）	見直し対象外路線のため、既存計画で存続（既整備）
14-2		現道なし	部分廃止 （街路接続都合により一部区間存続）	当区間は現道がなく、南側には県道大野木志賀谷長浜線が並行しています。隣接する【14-3】の県道大野木志賀谷長浜線が道路事業で整備が進められる予定であり、都市計画道路としては廃止の方向性であることから、本区間も同様に廃止とします。なお、当区間の中間部で【16-2】大戌亥山階線（存続と判断する路線）と接続しており、当区間の廃止により大戌亥山階線が接道しなくなることから、大戌亥山階線接続部から国道8号バイパスまでの区間は存続させて対応することとします。
14-3		県道大野木志賀谷長浜線	廃　　止	当区間は県道と重複しており、その一部区間は滋賀県において3種道路（13m幅員）の道路事業が計画されています。都市計画道路は第4種道路で計画・整備されますが、県において道路事業後に（拡幅）整備の予定はないため、道路事業後も一部に53条規制が残存したままとなり、家屋の建替えに支障を及ぼすことになります。また市街化調整区域に位置しており、都市施設の整備予定もないことから「廃止」と判断します。
路線の見直し方針	仮）下坂浜大戌亥	一部市道、 県道大野木志賀谷長浜線	部分廃止 （路線短縮）	湖岸道路から国道8号バイパスまでの区間は既に整備済であり、また国道バイパスから大戌亥山階線との接続部までは、街路接続のため存続とします。 一方、街路交差点以東は道路事業での対応などにより「廃止」とするため、路線の変更（短縮及び名称の変更）とします。

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
15	豊公園森線	県道木之本長浜線	存　続 （対象外）	見直し対象外路線のため、既存計画で存続

表 8-5（5）　見直し方向性

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
16-1	大戌亥山階線	県道伊部近江線	存　続	沿道には、検診など乳幼児や高齢者の方が利用する保健福祉施設が立地しており、【16-2】区間と併せ、市街地東部を南北に結ぶ環状道路としての役割が期待され、これからの街づくりを行っていくうえでは必要性が高い路線と考えられることから、「存続」と判断します。 ただし、沿道施設を利用しやすい道路として整備することが望ましいと考えられ、歩道もしくは車道にゆとりをもたせるために道路空間の再配置を検討します。なお当路線は県道（県管理）区間であるため、上記見直し内容については今後、道路管理者と調整・検討を行っていきます。
16-2		現道なし	存　続	当区間には現道が無く、近傍に県道伊部近江線が並行していますが、狭小幅員（5.5m以下）で、かつ歩道も未整備であるため、代替道路としてはみなさないと判断しています。 また当区間には土地区画整理事業が構想されていることに加え、【16-1】区間と併せ、市街地東部を南北に結ぶ環状道路としての役割も期待でき、これからの街づくりを行っていくうえでは必要性な路線と位置付けられることから、「存続」と判断します。
路線の見直し方針	大戌亥山階線	県道伊部近江線（一部区間）	存　続	当路線は、（都）下坂浜本庄線の廃止に伴い、新たに国道8号バイパスに接続させ、存続する（都）下坂浜本庄線を介して、湖岸道路と馬車道（北陸道長浜ICの程近い場所）を接続させることにより、市街地南東部を結ぶ環状道路の役割を果たし、土地区画整理事業の構想の具体化、未利用地の宅地化など市街化の発展に寄与する路線とするため、「存続」と判断します。

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
17-1	長沢西上坂線	県道東上坂近江線	存　続	見直し対象外路線のため、既存計画で存続（既整備）
17-2		県道東上坂近江線	廃　止	当区間は2車線が確保されており、歩道も一部未整備区間はあるものの大半は片側整備がされており、概成済区間となっています。しかし今後、街路基準での整備予定がないことや、市街化調整区域に位置していることにより都市施設の整備予定がないことから、「廃止」と判断します。
17-3		県道東上坂近江線	廃　止	
17-4		現道なし	条件付廃止（※米原市協議必要）	県道東上坂近江線から、土川沿いを通り米原市へ至る区間ですが、県道東上坂近江線（現道）が国道8号バイパスまで接続していること、また当区間北側には代替性を有する広域農道が整備されていること、また市街化調整区域に位置しており都市施設の整備予定もないことから、「廃止」と判断します。
路線の見直し方針	（仮）七条西上坂線	県道東上坂近江線	部分廃止（路線短縮）	本路線は、（都）祇園山階東上坂線接続部から（都）長浜駅宮司七条線接続部までの街路基準で整備が進んでいる区間のみを存続とし、他の区間は市街化調整区域に位置していることや代替道路が整備されていることから「廃止」とするため、路線短縮、路線名称の変更を行います。

区間番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直し方針
18-1	近江長浜虎姫線	県道丁野虎姫長浜線	廃　止	当区間は既に整備済みであることから、見直し対象外区間の位置付けとなっていますが、本路線の【18-2】区間が廃止となり、本区間と接続しない状況となり、街路ネットワークとしてつながりがなくなるため、【18-2】区間と併せて「廃止」と判断します。
18-2		県道丁野虎姫長浜線（一部区間）	廃　止	北新町交差点付近から姉川にかけて、直近に県道丁野虎姫長浜線があり、現在片側歩道の整備計画がされています。片側歩道の整備ですが、当路線の計画幅員とほぼ同じであり代替路線となることから「廃止」と判断します。
18-3		県道長浜近江線	存　続	沿道の土地利用の促進や広域幹線軸として交通集約を図る必要性が高い区間であることから「存続」と判断します。
路線の見直し方針	（仮）近江長浜虎姫線	県道長浜近江線	部分廃止（路線短縮）	国道8号との交差部（北新町交差点）以南の県道長浜近江線との重複区間は、沿道の土地利用の促進や広域幹線軸として存続し、他の区間（当該交差点以北）は、整備済や代替路線の整備等により「廃止」とするため、路線短縮、路線名称の変更を行います。